『広橋兼胤公武御用日記』から見る 公啓法親王の相続事情

---宮門跡秩序に同調する輪王寺宮---

Analysis of the "Hirohashi Kanetane Koubu Goyo Nikki"

The Inheritance Situation of Prince Koukeiho of the Rinnojinomiya:

The Rinnojinomiya in sync with the Miya-monzeki

松本 大輝

キーワード:輪王寺宮、公啓法親王、公遵法親王、附弟、宮門跡秩序

This paper analyzes the "Hirohashi Kanetane Koubu Goyo Nikki" (hereafter "Kanetane Ki") inheritance process concerning Rinnojinomiya and the Miya-monzeki in Kamigata and compares the two to clarify the changes that Rinnojinomiya underwent in the mid-Edo period.

Rinnojinomiya was established in the early Edo period and is characterized by the Edo shogunate's central role in establishing Rinnojinomiya. In contrast, Miya-monzeki sites generally have a strong relationship with the imperial court. Therefore, in the early Edo period, Rinnojinomiya appears superior to other Miya-monzeki sites.

However, by the mid-Edo period, as discussed in the "Kanetane Ki", the succession process had shifted from the Prince of the emperor's family to the Prince of the imperial family, as in the case of the imperial family in the Kamigata region, indicating that Rinnojinomiya complied with the existing order of Miya-monzeki.

In addition, Chioninomiya, who was also involved with the Edo shogunate, became a son of the Tokugawa family and was treated by the imperial court as an independent entity from the existing imperial prince-at-arms order. In contrast, Rinnojinomiya received some consideration from the imperial court and was treated as the existing imperial prince-at-arms order. However, Rinnojinomiya was an independent entity.

Thus, the "Kanetane Ki" shows how the Rinnojinomiya was adapted into the existing Miya-monzeki order. Although Rinnojinomiya continued to exist as the head of Nikko Mountain for 200 years during the Edo period, no comprehensive study has yet been conducted. Therefore, continuing to enhance the basic research on Rinnojinomiya through such activities is essential.

目 次

はじめに

第一章 『兼胤記』における時代背景について

第一節 比較からみる輪王寺宮 附弟の選定

第二節 江戸幕府と密接な知恩院宮

輪王寺宮の

第四章 おわりに 輪王寺宮の特徴

参考文献

はじめに

を祀るという目的から江戸幕府との関係が中心になる は朝廷との関係が中心となるが、輪王寺宮は、 た。宮門跡は、皇族を貫主として迎える事から、本来 宗教上のトップとして宮門跡である輪王寺宮が成立し 曆元年(一六六五)十一月二十六日、 江戸時代の 徳川家

> 宗教権力に関する分析を行う上で、この特徴が用いら という特徴を持っている。そして先行研究においては、

れている しかしながら、こういった先行研究上の分析にお

に関する研究の一環として守澄法親王が扱われている 行われ、江戸時代初期の宗教行政を担当した天海僧正 宮研究が江戸時代における宗教行政研究の一環として の時代が中心となっている点である(一)。これは輪王寺 関わらず、その分析が初代輪王寺宮である守澄法親王 明治三年(一八七○)迄の間、存続し続けているにも 王寺宮が明暦元年の成立以降、公現法親王が還俗する ては、いくつかの課題が存在している。一つ目は、輪 輪王寺宮そのものに関する研究史料が乏しい事(三)

宮に関する研究が広がりつつあるが、まだまだ研究と 心とした浅草寺秩序に関する研究が行われ^(四)、輪王寺 料として『浅草寺日記』の翻刻が進み、輪王寺宮を中 が考慮される。近年では戊辰戦争において奥羽越列藩 同盟の盟主を務めた公現法親王に対する注目や⑴)、 っては不十分な段階に置かれている。 史

当時における輪王寺宮のより正確な姿を導き出す事が王寺宮と他の宮門跡との相違性を明らかにする事で、のを分析していく場合、より様々な観点から輪王寺宮のを分析していく場合、より様々な観点から輪王寺宮のを分析していく場合、より様々な観点から輪王寺宮がいかに江戸時代において宗教上の計が、宗教権力上での比較に留まっている点である。

可能となる

みる。 件に対する対応、各宮門跡の相続事情など、その内容 代を通じての江戸幕府とのやり取りの他、 役務日記であり、その任期の長さから、数ある武家伝 五年(一七七六)まで武家伝奏役を勤めた廣橋兼胤 時の宮門跡事情を把握し、輪王寺宮に対する分析を試 にまで伝存している特徴を持った史料である合う。 奏日記の中でも膨大な量を誇り、 『広橋兼胤公武御用日記』(以下『兼胤記』)を通して当 兼胤記』は内容においても、 以上の先行研究での課題を踏まえた上で、本稿では 『兼胤記』とは、寛延三年(一七五〇)から安永 朝廷内の政治から、 纏まった内容が現代 各種重大事 また

る事から、

本稿では宝暦五年までの内容を中心に扱う

は多岐に渡っている。

胤記』は相応しい史料となっている。この他にも『兼殊っている『兼胤記』は輪王寺宮に他の宮門跡とを比較残っている。また、輪王寺宮と他の宮門跡とを比較残っている。また、輪王寺宮と他の宮門跡とを比較残っている。また、輪王寺宮と他の宮門跡とを比較強っている。また、輪王寺宮にとって貴重な史料殊っている。

ている。まさに 対する各々の宮門跡の対応の比較が可能な史料となっ 触れており、その上で附弟の選定という共通の課題に 料上にて輪王寺宮と上方宮門跡の双方について幅広く 情に触れている。このように『兼胤記』 る時代であり、『兼胤記』においても各宮門跡の附弟事 とした附弟 王寺宮を含めた様々な宮門跡において皇子不足を理由 胤記』が扱う寛延三年から安永五年という時代は、 して輪王寺宮を分析するのに最適な史料なのである(ヒ)。 なお 『兼胤記』は前述した通りその内容が膨大であ (後継者) の選定に関する問題が顕在化す 『兼胤記』は、 各宮門跡との比較を通 は、 同一 の史

用者による。 らの引用であり、史料引用中の()内は、すべて引して史料名が記されていないものは全て『兼胤記』かして史料名が記されていないものは全て『兼胤記』か点には留意されたい。またこれ以降の史料の引用に際

第一章 『兼胤記』における時代背景について

して定め、それまで天皇家から選ばれていた輪王寺宮 宮にとって一つの転機であった。それは、 にて取り上げたため、 公啓法親王が附弟に選ばれた事に関する考察について が初めて親王家から選ばれるようになったのである。 第五代輪王寺宮の公遵法親王が、 の記録が残されているが、寛延三年というのは輪王寺 通り、『兼胤記』 とした当時の世相について概観したい。前章で述べた 本章ではまず『兼胤記』における、輪王寺宮を中心 拙稿「公啓法親王からみる輪王寺宮の基礎研究」 は寛延三年(一七五〇) 要点のみに触れると次の通りで 公啓法親王を附弟と の六月からそ 同年十月に

入候、近々表向願可出候間、心得二御物語被成被置答彼是思慮之間、自輪門被登使者(智慧) 正 医二被仰答彼是思慮之間、自輪門 平宮 へ御望御内談候、未被及返して、 質量等) (音量)

東京大学史料編纂所編 一九九〇年

八~一九

由也、同役江示伝了

ず、輪王寺宮の附弟にしたいとの希望が公遵法親王か がありながらも、 曼殊院宮も預かる事が確認された。この後、 いたが、この後、公啓法親王が輪王寺宮となる一方で ない無住の門跡寺院になってしまう問題などを抱えて の附弟に定めてしまった場合、曼殊院宮が宮門 ら出されたのである。そのため公啓法親王を輪王寺宮 に曼殊院宮の跡を継ぐ事を定められていたにも である。公啓法親王は閑院宮家出身の皇子であり、 ある公啓法親王をその附弟と定めたい旨を示したもの これは寛延三年(一七五〇)七月五日条の記述であ 第七代輪王寺宮である公遵法親王が、 寛延三年 (一七五〇) 十月二十六日 曼殊院宮で 紆余曲 関わら

(一七五二)に病身を理由に公遵法親王が隠居する形でに定められた後には関東の方へと下向し、宝暦二年附弟として認められている。そして公啓法親王が附弟に勅許が出される形で無事公啓法親王が公遵法親王の

公啓法親王へとその地位が譲られている。

輪王寺宮というのは代々天皇家から選出されており、 なぜ閑院宮家出身である公啓法親王が曼殊院宮から移 住させてまで選ばれたのか疑問が残る。これは深刻な 宮を維持できない状況下に置かれていた事が考察され 宮を維持できない状況下に置かれていた事が考察され る。また公啓法親王の出身である閑院宮家は、その由 る。また公啓法親王の出身である閑院宮家は、その由 来から江戸幕府との関係が深く(10)、天皇家から皇子 来から江戸幕府との関係が深く(10)、天皇家から皇子 を選出しないで済む朝廷と、特に密接な関係を持つ親 を選出しないで済む朝廷と、特に密接な関係を持つ親

同年四月に桜町上皇が崩御し、桜町上皇の院政から桃おいても寛延三年というのは重大な年となっている。ここまで輪王寺宮に関して言及してきたが、朝廷に

問題があり、それが寛延三年九月二十四日条に記され幼年である事は宮門跡を含めた宗教関係者にも関わる(一七五七)に辞めるまでその体制は存続した。天皇がい程の幼年である一条道香が実権を握り、宝暦七年い程の幼年であった。そのため、朝廷内の政務に関しい程の幼年であった。そのため、朝廷内の政務に関し、財産の治世へ移行したためである。桃園天皇は寛保園天皇の治世へ移行したためである。桃園天皇は寛保

攝政殿被命、

ている。

(中略)

故院思食制法被定置候、兩頭江被仰渡候、其紙一地下輩諸司・諸大夫・坊官等官位之儀、同

一宮方附弟相續等、面自兩頭可覽事、

當今之御養子・御猶子等被相

願候人有之候共、

決而難

相

成候、

東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 八六〕

故院思食ニ而有之事、

これは桜町上皇の遺詔として一条道香から出された

終的には寛延三年の十二月二十七日条に次のような形 もあり、 官位について厳しく規定される事となった。この寛延 寺諸大夫の官位の規定について申し渡されている。こ 八八〕と社家任官停止の事が伝えられ、輪王寺宮に関 神官被停止之由、去廿四日、 皇子が誕生するまで難しい事が伝えられている。また、 (2)附弟、相続などにおける養子・猶子の要望は天皇の 夫・坊官等の官位の扱いについて蔵人頭へ預けた事、 寛延三年の 桜町上皇崩御後に唐突に一条道香から申し出された事 三年の「官位御定」はその厳しい官位の規定(ニ)や、 れにより朝廷内から、宮門跡や、その支配下の者まで 位下可申上、 しても同日条中に「輪王寺宮諸大夫譜代之者、 有之候由」〔東京大学史料編纂所 九月二十七日条にはこれに合わせて「諸社之祠官如 東京大学史料編纂所 朝廷内外からの反発を招く結果となった。最 「官位御定」゜゜であり、 取立新家之者ハ、自正六位下可申上候 編 櫻町院御在世中思食二而 九九〇年 (1) 編 地下諸 八九〕と輪王 — 九 罰 自從五 九〇年 •

度被の出候、保護のでは、現場では、大夫被停官位、坊官被停呼名候儀、前、之通、今大夫被停官位、坊官被停呼名候儀、前、之通有之一攝政殿被命、先達而諸社之祠官被停官、門跡方諸

東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 一八二〕

これは幕府からの進言に関連して、「官位御定」取以前の状態へと復旧するように一条道香が命じたものである。官位の停止は最終的に取り下げられたとはいである。官位の停止は最終的に取り下げられたとはいのように桃園天皇が幼年であったために混沌とした時期であったと言える(1111)。

一諸社司官被停止候事、將軍家江御内慮も無之被書狀書付到來之由、 被爲見之、 如左、一入夜依攝 政御消息參 内、輪王寺准后より内、以

のである。

り下げの前段階に輪王寺宮が関わっている点に注意し

次に見るのは寛延三年十二月一日条のも

で取り下げられた。

仰出、 行屆如何ニ思召候旨承之候、 度御内慮も無之被 被差止候様ニ可被仰進 家難儀之至 返答ニ候由、就夫、 仰出候故、 統任官致來候処、 當地江御内慮被仰進候とも、 被尋遣候處、 ニ思召候間、被停止之被 此儀 仰出相濟候事、 被停止候而者、 大 樹 思召二候、然處此 不御心附御迷惑之段御 櫻町院御在世之内被 何れニも社家任官 御取計不被 年久敷社 諸國大勢社 仰出者

ように勧めている。

二よりては如何之沙汰ニ候、 櫻町院御在世之内へ様之儀 御内慮不被仰進相濟來候事ニ候とも、 「江御内慮可有之儀 思召候旨承之候、 江御内慮可有之儀 思召候旨承之候、 江御内慮可有之儀 思召候旨承之候、 江御内慮可有之儀 思召候旨承之候、 江御内慮可有之後 思召候旨承之候。

之事、

前、之通可被成との内、沙汰ニ候

事例と考えられる。

|東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 一五四] |思召二被任候御事与沙汰二候、 | おして | おいて | おいて | であって | おいて | であって | である | であって | です |

えたものであり、公遵法親王自身も以前の状態に戻す止めるように求める徳川家重の意向を公遵法親王が伝寛延三年の「官位御定」において、任官の停止を差しこれは公遵法親王から兼胤へ送られた書状である。

朝幕間において輪王寺宮が緩衝役として機能していた御定」を取り下げさせるきっかけの一つとなったが、この公遵法親王の書状は一条道香を当惑させ、「官位

第二章 比較からみる輪王寺宮

第一節 附弟の選定

族との関係を重要視した所謂一般的な宮門跡となっての影響を強く受けるのに対して、これらの宮門跡は皇宮・聖護院宮・林丘寺宮である。輪王寺宮が江戸幕府圓照寺宮と宝暦二年(一七五二)の梶井宮・青蓮院圓照寺宮と宝暦二年(一七五二)の梶井宮・青蓮院町弟が選出された事例が存在する。それが寛延三年の附弟が選出された事のに対して、これに前後して宮門跡の出された事は既に述べたが、これに前後して宮門跡の出された事は既に述べたが、これに前後して宮門跡の出された事は既に述べたが、これに前後して宮門跡となって、

過程を取り上げ、輪王寺宮との比較を試みたい いる。 そこで本節ではそれぞれの宮門跡 0)附弟 の選出

条に次のように記されている。 圓照寺宮の附弟の要望に関しては寛延三年六月十五日 る文智女王を祖とした宮門跡 照寺宮である。 兼胤記』において最初に附弟の話が出てくるのは圓 圓照寺とは後水尾天皇の第一皇女であ (比丘尼御所) であり、

趣

はないかと考えられる。

召候事、 中務卿宮姫宮 嵩宮二六月十五日隆英卿被申 四月八日、嵩宮被召於 宮御養子ニ被遊、 有候事ニ候、右之通之 江御願御座候處、當三月廿三日、前住宮を被召、 表向可被 思召之通ニ被 仰出候由、 圓照寺附弟二可被遣候、秋上京之 仰出候様二被遊度、 旧院思召候間、禁中江被仰(燦軒上県) 御前、 仙洞前住宮江仰二御坐候 前住宮と御引合被爲 大宮思 仙洞 圓照 嵩

右 而 急候儀 ハ 無之候由事、

東京大学史料編纂所

九九〇年

七~八

町

上皇が直接的に関わった事で、

桜町上皇の皇太后で

の第十七皇子であり、 のものは遺されていないものの、職仁親王は霊元天皇 宮門跡となっている(『鬯)。また文亨女王の選出理由 じく天皇家出身者から親王家出身者へと切り替わった は有栖川宮職仁親王の第二王女であり、輪王寺宮と同 女王は霊元天皇の第十一皇女である一方で、文亨女王 王を附弟としたい旨を故桜町上皇に伝えている。永応 ここでは第三代圓照寺宮である永応女王が、文亨女 血筋上近い人物が選ばれたので

る 親王が公啓法親王へと「自輪門被登使者が門院を る。 0 自体は公遵法親王と公啓法親王の二者間で行われてい 被仰入候」〔東京大学史料編纂所 の御前で門跡とその附弟が対面している事が挙げられ 住宮と御引合被爲有候事ニ候」と、わざわざ桜町上 一八~一九〕と、兼胤へと報告は入れつつもその交渉 事例は見られず、 また圓照寺宮の特徴として「嵩宮被召於 後に取り上げる他の宮門跡の事例においても同様 例えば輪王寺宮を比較のために挙げると、 圓照寺独自の事例と言えるが、 編 一九九〇年 御前 江直ニ 皇 前

められている。
められている。
かられている。
かられている。

た際の記録は次の宝暦二年六月七日条の通りである。が薨去した林丘寺宮に触れていく。元秀女王が薨去し順照寺の次の事例として、第二代林丘寺宮元秀女王

申入、 内、 年寶鏡寺宮・元祿十年圓照寺宮例、 (桑田理忠) (文智女王) (文智女王) (文智女王) 林丘寺宮薨去之屆書、 存、 物音之由被 愼ニも不及、自今日三个日 附別當林丘寺宮薨之事言上、 此旨議奏中被沙汰候様二可申達被命 即被言上候、自今日至九日三个日宮中被止 仰出候由 内可令言上之由被命、 黄昏兩人持參于攝政殿申入、 大理被示了、 宮中被止物音可燃被 且攝政被命之趣 不及廢朝、 且依元祿二 兩人參

〔東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一二三

薨去に際しては、先例から廃朝は行わずに三日間の宮を祖とした宮門跡(比丘尼御所)であり、元秀女王の林丘寺宮とは後水尾天皇の第八皇女である元瑶女王

は、比丘尼御所のみ個別の対応が採られている事がわてあり、同じ宮門跡であっても、比丘尼御所か否かであり、同じ宮門跡であっても、比丘尼御所か否かでを般で三日間の廃朝が行われるのが基本であり、輪跡全般で三日間の廃朝が行われるのが基本であり、輪跡全般で三日間の廃朝が行われるのが基本であり、輪跡全般で三日間の廃朝が行われるのが基本であり、輪が全般で三日間の廃朝が行われるのが基本であり、輪が上にのみ行う事が確認されている。先例として中鳴物停止のみ行う事が確認されている。先例として中鳴物停止のみ行う事が確認されている事がわ

月十日条である。いなかった事が明らかになる。それが次の宝暦二年六いなかった事が明らかになる。それが次の宝暦二年六元秀女王の薨去後、林丘寺宮には附弟が定められて

かる。

遣、此應以書付相違了、由也、當時附弟無之、追而可被相願之由、兩人答由也、當時附弟無之、追而可被相願之由、兩人答一御附申、林丘寺宮附弟有之否、讃岐守承度由申之

東京大学史料編纂所 編 一九九五年 一二四〕

女王は寛延元年(一七四八)十月二十二日条に、有栖認されている。しかし『職仁親王日記』によると元秀「當時附弟無之」と附弟が当時存在しなかった事が確

るにも関わらず断られてしまったようである。その結 血筋で考えれば文亨女王を附弟と考える事は妥当であ べたように、文亨女王は霊元天皇の血筋に連なるため、 女王は霊元天皇の第九皇女であり、圓照寺宮の項で述 まま元秀女王は亡くなってしまったようである。 いた事が記録されている。この時は「急、難致由被申 三二七〕と断られてしまい、 (吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修 時の記録が次の宝暦二年七月二十八日条である。 閑院宮から選出される形で附弟が定められた。そ 結果附弟が定められない 二〇一八年 元秀

林丘寺故宮附弟閑院彈正尹宮末子八千宮 置之由、 殿江申入、 主殿・北村右近願書業閑院宮ゟ被指出願書 東京大学史料編纂所 且往、者 附弟之事上腐始 追而可被命之由也 禁中御猶子も可 編 一統願存之由、 九九五年 被願故宮被申 三大 家司赤尾 一六〇 相續之 攝政

願

書

弟の決定には、 門跡を閑院宮が跡を継ぐ形になっており、 らかにする事は出来ないが(言意)、 理由を記す記録も存在しないため、 附弟を差し遣わす親王家側の意向 有栖川宮が断った宮 具体的 宮門跡 な内容を明 b 0)

川宮の文亨女王を附弟としたい旨を職仁親王に伝えて

それが次の宝暦二年六月十日条である。 時期に附弟の交渉を行っていた聖護院宮が挙げられる。 林丘寺宮の次の宮門跡としては、 林丘寺宮とほぼ同 わっている事が考えられる。

聖護院宮長病候処、 召之由、 政殿江申入、卽被言上候、 之儀ニ候間、 例書被出之了、
願書·例書寫在御用帳 關東江 爲附弟相續之儀願書并移轉之例書、 御内慮可申達被 快復難測二付、 願之通被 仰 實相院宮法流 出之由被命 仰出度

内存被尋試候処、 此儀、 **申趣也**、 を以實門御實父中務卿宮へ被申入、實門之御 被及違背候而ハ如何故、 江被尋候処、 實相院宮共内談有之哉、 其趣、 内談無之由ニ付、 坊官同役へ告ニ付、 勅諚之上ハ違背有間敷由 坊官江示含、 被仰出上實門 於同役方坊官 今日及披 園宰相

東京大学史料編纂所 編 九九五年 四

共」〔東京大学史料編纂所 ある。また忠譽法親王は増賞法親王へと継がせた後に 附弟と定めて移転させたい旨を朝廷へと伝えたもので ついては「當宮ニハ照高院江被隠居度由をも被願候 困難であるために、実相院宮である増賞法親王をその 第三十四代聖護院宮である忠譽法親王が病の快復が 編 一九九五年 一二六

譽法親王は病を理由に隠居を行おうとしているが、 が非常に輪王寺宮と似通っている点が挙げられる。 王へと継がれている。 王寺宮においても同様の理由で公遵法親王から公啓法親 この聖護院宮の最大の特徴は、附弟を決定する過程 それが次の宝暦二年八月二十八日 忠

と隠居する旨を伝えている。

新宮職務御相続被仰出! 申之段、老中より示来之由、 日光准后宮依 病 身、 候、 願 之通去廿三日 准后御事随自意院与唱 從讃岐守申越了、世九 1隠居

め

東京大学史料編纂所 編 一七八~一七九〕 一九九五年

となっており、 足のために移住させられた事例となっている。 は増賞法親王の移転後約二十六年もの間無住の宮門跡 同様に、実相院宮から移転させられている。実相院宮 増賞法親王は本来実相院宮の跡を継ぐ予定の人物であ ら親王家へと引き継がれる形となっている(゚゚せ゚)。更に 公遵法親王と公啓法親王の関係性と同様に、天皇家か また忠譽法親王は中御門天皇の第三皇子である一方 曼殊院宮から輪王寺宮へと移転した公啓法親王と 増賞法親王は有栖川宮職仁親王の第四皇子であり、 輪王寺宮の時と同様に、 深刻な皇子不

ŋ る。 山とした天台宗寺門派三門跡のうちの二つとなってお かった一方で、実相院宮と聖護院宮は、 輪王寺宮では曼殊院宮が無住となる事が問題視され しかしながら一方で輪王寺宮とは異なる点も存在す それは曼殊院宮と輪王寺宮には全く関連性がな 密接な関係が存在している点である(「八)。 園城寺を総本

月八日条に記録されている。

(東京大学史料編纂所 編 一九九五年書、# 主上御成長之後御養子之儀兼而被願置之由兩宮ゟ之願書、已上四通、攝政殿江申入、先兩由兩宮ゟ之願書、已上四通、攝政殿江申入、先兩由兩宮ゟ之願書、已上四通、攝政殿江申入、先兩上報刊。 (東京大学史料編纂所 編 一九九五年

仁法親王の病からの快復が見込めないために、有栖川これは聖護院宮や輪王寺宮と同様にᠬ○、梶井宮叡一四二~一四三〕

養子と定める事が要望されている。 られていなかったため、合わせて桃園天皇の成長後にれている。また、百宮はいまだ時の天皇の養子に定め弟としたい旨が梶井宮及び有栖川宮の両方から伝えら宮職仁親王の第九皇子である百宮(常仁法親王)を附

八月十六日条に記されている。 宮が梶井宮の附弟となる事が認められた事が宝暦二年こうして附弟を願い出された梶井宮であったが、百

長之後更御願可有之段申渡、兩使承伏、宮江可申儀被願置候へ共、是ハ當時難被及御貪着候、御成附弟相續之儀御願之通被 仰出之由、且御養子之时,根井宮坊官山本民阝卿兩人、列坐申渡、百宮一於同役亭、予立合、召寄有栖川宮諸大夫中川壹岐

東京大学史料編纂所編の一九九五年の七一一次次間、御養子之願書、以雜掌返却了、

達之由也

仰出之由」と特に問題もなく百宮が梶井宮の附弟に定ここでは附弟について「附弟相續之儀御願之通被

治めている。

談、兩宮之願書二通長送り之箱ニ入置、兩宮江ハ兩人心得ニ而役所ニ可留置之由被命了、仍兩人相置候様ニ共難被命候間、攝政殿江ハ不申入分ニ而、殿申入、及三度候儀、乍然攝政殿御披見ニ而ハ留と成出は宗書付、被留置候様ニとの願書、攝政有栖川宮・梶井宮ゟ百宮御養子之儀被願置之旨先

ある。

ては再度願書を返却しなければならなくなるため、願兼胤は、この願書を攝政の一条道香に見せてしまっ

事例の一つであり、兼胤が気を回す事で悪化する前にに、桃園天皇が幼年であるために発生した混沌としたいる事が記されている。これは第一章でも述べたよう書に関しては武家伝奏の預かりにする形で受け取って

る事で、宮門跡の格を下げる事なく維持しているのでは時の天皇の養子(もしくは猶子)という形で担保する。深刻な皇子不足から親王家出身者が宮門跡となるな。深刻な皇子不足から親王家出身者が宮門跡となるまたこの事例は、宮門跡を決定するにあたっては養またこの事例は、宮門跡を決定するにあたっては養

宮門跡の格に対する意識は、次に取り扱う青蓮院宮においても重要な問題となっている。青蓮院宮は宝暦においても重要な問題となっている。青蓮院宮は宝暦においても重要な問題となっている。青蓮院宮は宝暦においても重要な問題となっている。青蓮院宮は宝暦においても重要な問題となっている。青蓮院宮は宝暦においても重要な問題となっている。

有無之返答不申入、右之通取計了、

東京大学史料編纂所

編

一九九五年

一七七〕

御覽、 二被書改被指出 者口上覺ニ而 二可被成御取計候段可申達候、 躰無之候間、 無住ニ而被指置間敷候、 大谷治阝卿持來、 東京大学史料編纂所 ・ 乗院相續之喜久宮御取かへし青蓮院宮附弟相續 女院御所言上、附弟之儀外ニ人躰も無之候間 命云、 關東江御内慮被 仰出候様 因茲附弟之儀被願度候へ共、不被片付人 被成御承知候、三室ハ格別之儀故 以格別之 ハ如何ニ候、 候様ニ可申達同被命、 いこ被願 兩人參攝政殿御亭、 編 思召早速御用二被相立候 相應之附弟相續有之候樣 仰遣候樣可被取計候間 青蓮院宮勅願書兩人宛 一九九五年 存之由、 此願重事二候、使 右之願書入 且先此趣、 口上覺坊官 五三

青蓮院宮より被示、

當春以来所勞之処、

此節被

及

難澁候、

ても朝廷内においては三室とその他では扱いが異なり わざ言及している事が挙げられる。 を示し、 二而被指置間敷候」と、 ここにおいて重要なのは、 そのために無住である事は避けたい旨をわざ 比叡山の三室は格別である事 「三室ハ格別之儀故、 同じ宮門跡であっ 無住

> 達候」と、 らば、格式上問題のない人物である事が伺い 養子であり、 た尊真法親王は伏見宮の皇子であるが、故桜町上皇の 宮がどれだけ格別な扱いをされているかが分かる。 0) ある。例えば聖護院宮においては実相院から聖護院 わざ「御取かへし」と表現しているのも興味深い点で している。なお一乗院宮から青蓮院宮への移転をわざ 親王を「御取かへし」して青蓮院宮を相続させようと ており、既に一乗院宮を相続する予定であった尊真法 も「相應之附弟相續有之候様ニ可被成御取計候段) ているのである。 附弟に関しても意識的に管理されている事が明言され 「移轉」と記述されており、ここにおいても青蓮院 相応の格式がある人物である事が求められ 梶井宮における養子の問題を踏まえるな また、 青蓮院宮となる人物に関 知れる。 可 ま 由

真法親王の青蓮院宮への移転に反対する願書が提出さ 坊官達から「何とそ其御沙汰ニ不及候様ニ願存之由 なったようである。 青蓮院宮よりも、 〔東京大学史料編纂所 移転元である一条院宮の方で問題 宝暦二年七月二十三日に一条院 編 一九九五年 五六」と尊

しかしながらこの宮門跡の格式の問題は、

移転先

での懐柔を試みていた。それが次の宝暦二年八月十三事となったが、その後一乗院宮の候補者を提案する形れたのである。この願書は受理されずに差し返される

日条の記述である。

中務卿宮御請ニ云、

忝存候、乍然式阝・兵阝兩宮之世話ニ而

難被致候、 上より推而被 仰下候ハ丶、勢州高田專修寺附弟内約候間、相願候儀ハ

式阝卿宮御請云、

請可被申之由也、

斷被申度候、推而被 仰下候ハ、、君臣之畏被承候、乍然良宮病身ニ候間、何とそ御

儀違背有間敷之趣也、

人詣攝政殿、申入右之趣也、

兩

(東京大学史料編纂所 編 一九九五年

この一乗院宮に関する提案を受けて、最終的に一乗ようである。

院配下が出した結論が次の宝暦二年八月二十日条の

願

書である。

難成寺柄ニ候間、近年ニも得度可相成宮方相續被喜久宮御取返ニ付、一乘院門室相續之儀暫も無住

學・門下・ 宣下被 通 持寶院恵海院淳勝·坊官内侍原法眼二条法眼 式御同様願存之事、 司前田主水連印願書一通、 東京大学史料編纂所 別紙、 仰出候儀相成哉之事、以上三个条、 坊官・家司連院願相添、 良宮御 相續之儀願之事、 得度之後ニ而も 編 同文官府衆徒等願書 一九九五年 攝政殿申入了、 喜久宮与 御養生親王 一七三 御格 同

願之由、

同學物代靈驚院

·門下惣代

ここでは御取かへしに際して一乗院を無住とする事は避けたく、すぐに得度出来る人物が求められている。
また、一乗院宮になる予定であった尊真法親王と同格の
元々一乗院宮になる予定であった尊真法親王と同格の
しており、配下にとっては宮門跡の有無そのものより
しており、配下にとっては宮門跡の有無そのものより
も、寺格を維持する事が重要な問題となっていたので
も、寺格を維持する事が重要な問題となっていたので
ある。

:一乗院宮に定められる事となったが、一方で摂政のこれ以降は、一乗院宮配下からの願書を理由に良宮

通卜被 二十二日条には「一乘院相続之事、 編纂所 要事項であったか見て取れる。またこの騒動は、 は変わらない事を明言する事でこの騒動を治めている。 一九九五年 騷動之処」〔東京大学史料編纂所 と返却されている。この結果、 を決定する旨を伝え、願書については一乗院宮配下へ の願書ではなく、あくまで天皇の思召のもと一乗院宮 一七五〕と一乗院宮配下に騒動を招き、「於寺格是迄之 条道香が「良宮相續之儀、 この一連の騒動においても、寺格の維持がいかに重 編 一九九五年 一七四〕と、一乗院宮配下 仰出候様仕度候」〔東京大学史料編纂所 一七五~一七六〕と、寺格がこれまでと 思召を以被 翌日宝暦二年八月 彼門下至衆徒 編 一九九五 仰出 聖護 可及 年

たが、親王家出身者による相続が一般的となってきたここまで宮門跡における附弟の選出について見て来指し示す事例となっている。

宮門跡社会における附弟の選出の過程やその基準が明

こった騒動であり、

いかに不安定な時期であったかを

院宮の時と同様に、一条道香が我を通したために起

らかになったと言えるだろう。 (1)同じ宮門跡であっても比叡山三室など一定の 附弟選出 の過程にお

朝廷 は親王家と門跡間で交渉する形で決定されている。 らないように附弟を定め、③①以外の宮門跡において 寺格を持つものが優先され、 (摂政) が中心となり、 移転させてでも無住にな (2)1の宮門跡においては

その格が変わらない者がそれぞれの宮門跡や親王家の 者、ii既に天皇の養子に定められている者、ii先代と 皇子の状況に合わせて選出されている。 また附弟の基準においてはi天皇家との血筋の近い

物として公啓法親王が選ばれているのである。 御門天皇の養子にもなっており、 ものの、 寺格を有する宮門跡であり、 ある先代の公遵法親王から格がそこまで下がらない人 なっている。①輪王寺宮は東叡山宮門跡として一定の これらの基準は輪王寺宮においても同様のものと 曼殊院門跡から移転させてでも無住になる事 ②江戸幕府が中心となる ii中御門天皇皇子で

日条である。

跡でありながら、その附弟の選出においては既存の宮 この事から輪王寺宮は江戸幕府が大きく関わる宮門

門跡社会に同調した宮門跡と言えるだろう。

第二節 江戸幕府と密接な知恩院宮

られている点に大きな特徴を持っている。 江戸幕府との関係が深く、代々徳川将軍の猶子に定め 立経緯から知恩院宮は京都にある宮門跡でありながら、 成天皇に奏請する事で成立した宮門跡である。その成 知恩院宮とは『華頂誌要』によると、徳川家康が後陽 上で重要な宮門跡が存在する。それが知恩院宮である。 たが、『兼胤記』においては、輪王寺宮について考える 前節では朝廷を中心とした宮門跡について扱ってき

る過程が記録されており、それが次の宝暦二年十月一 『兼胤記』においても知恩院宮が徳川将軍の猶子とな

同被示、 願度候由申之由、 富貴宮關東之御猶子之儀、 (尊峰法親王) 仍内談之由、 例書被附之、 坊官・家司相

簡可及返答之由示了、

東京大学史料編纂所 編 11011~110111 九九五年

徳川家重との直接的な関係を結んでおり、非常に対照徳川家重との直接的な関係は存在せず、一方で知恩院宮の家重との直接的な関係は存在せず、一方で知恩院宮の輪王寺宮の公啓法親王は宗教行政に関わる一方で徳川輪王寺宮の公啓法親王は宗教行政に関わる一方で徳川輪王寺宮の公啓法親王は宗教行政に関わる一方で徳川輪正寺宮の公啓法親王は宗教行政に関わる一方で徳川衛重との直接的な関係を結んでおり、非常に対照事の進入といる。

年二月十八日条である。ついて大きく事なる点が存在する。それが次の宝暦四ついて大きく事なる点が存在する。それが次の宝暦四また知恩院宮と輪王寺宮は、朝廷内における扱いに

的な宮門跡となっているのである。

樣二致度候間、關東江之御窺先被指出候樣可取計先關東之 御内意被窺、其後御所表江御願有之候所不被爲成候故、先例者御願二不及候へ共、今度所不被爲成候故、先例者御願二不及候へ共、今度所不被爲成候故、先例者御願二不及候へ共、今度

〔東京大学史料編纂所 編 一九九七年 二一九〕哉之由也、尤ニ存候間、其通可取計之由答了、

あるのに対して、知恩院宮は独立した存在として認識れるのだが、「然ハ關東之御猶子ニ而候間」と徳川家重れるのだが、「然ハ關東之御猶子ニ而候間」と徳川家重れるのだが、「然ハ關東之御猶子ニ而候間」と徳川家重れるのだが、「然ハ關東之御猶子ニ而候間」と徳川家重れるのだが、「然ハ關東之御猶子ニ而候間」と徳川家重

ける認識は大きく異なる宮門跡となっているのである。府と深い関係性を持つ宮門跡でありながら、朝廷におこのように知恩院宮は、輪王寺宮と同様に、江戸幕

されていると考えられる。

第三章 輪王寺宮の動向

ここまでは『兼胤記』における宮門跡の記録を比較

朝廷との関係性を考察していく。輪王寺宮そのものに関する記述を通して、輪王寺宮とする事で輪王寺宮に関して考察してきたが、本章では

れが次の宝暦二年十一月十二日条である。 宝暦二年十一月に朝廷において事件が発生した。そ

攝政殿被仰、先日兩人・議奏衆申合申入、於番所不法之行跡有之人躰、且其段讃岐守江申達哉之事、不法之行跡有之人躰、何分難申候、關東江洩候、申云、不行跡之人躰ハ何分難申候、關東江洩候ハ申云、不行跡之人躰ハ何分難申候、關東江洩候ハ東江通達有之候様ニ相聞へ候、又去方よりハ如模守江通達有之候様ニ相聞へ候、又去方よりハ如機開東江涌達如何敷事ニ候、自今物事不洩様ニ

東京大学史料編纂所 編 一九九五年

この事を所司代に確認をした所、不祥事を漏らしたの関東へ密告した者がいる事を問題視したものである。これは朝廷の警備について発生した不祥事について、

について話し合う様子が記録されている。重く受け止め、宝暦二年十一月十七日条に家季の量刑戸幕府へ伝えられていた。朝廷内ではこの家季の罪を漏らした事で、公遵法親王から堀田相模守を通じて江は清水谷家季であり、家季が輪王寺宮の公遵法親王に

居被 攝政殿被命、 宮ハ近キ由緒も有之候間、 常、浮言乱説等有之不屆二被 岐守伇宅、 汰可然候、 爲心得可申達置之由、 も此旨可致覺悟候、無筋事取上ハ有間敷ニ候へ共、 知之間、關東ニも其御心得可有之、勿論讃岐守ニ 東京大学史料編纂所 被成御思慮之処、 仰付候、清水谷右之行跡ニ候へハ、随自意院 仰付可然候、尤息侍從も可致遠慮候段御沙 右被 其上右申渡相濟 一昨十五日兩人・議奏衆申入淸水谷 仰出候段申達、 先依有 攝政殿被命之由可申達候 編 如何様之儀可申達哉難 之後、 九九五年 思召ニ付、右之通 思召被除近習、 思召之子細ハ、 兩人行向于讃

ここでは清水谷家へ謹慎処分である蟄居の儀を課す

記されている。 記されている。 記されている。その内容は、浮言な言説を行ったのは家季でありながら、公遵法親王を通じて漏れ出ている事季でありながら、公遵法親王を通じて漏れ出ている事から、清水谷家に罪を課す事で、公遵法親王にも問題季でありながら、公遵法親王を通じて漏れ出ている事か確認されるが、同時に懸念事項についても話し

儀、 寄共江被 御咎可然候、 候、 攝政殿被仰、 障時節指人躰兩人迄可申候、 事被仰談候処、 日可有御沙汰之間、 候由申ニ付、 ハ、差支候事も有之間、 清水谷浮言を被承知被申候共無取敢様ニと年 随自意院宮被仰候事、浮言与申様二相成候而 仰遣候儀、 今日讃岐守參于被御亭二付、 被止蟄居之儀、近習を被除はかり今 兩人を以自今從随自意院宮被申入候 自讃岐守急度只今申達候事ハ難仕 召寄、 兩人を以御達程之儀ハ不苦 追而此儀ハ遂吟味、 依有 先 思召被除近習之 禁中よりの 清水谷

輪王寺宮に対して配慮していた事を示す事例となってら取り除く形で解決されている。この記述は、朝廷が方へ伝えた上で、蟄居の儀を取り止め、家季を近習かるため、家季の浮言を取り上げないように江戸幕府のここでは公遵法親王に罪があるように思われては困

輪王寺宮に対する配慮がなされている。 しばしば見られ、宝暦三年五月二十五日条の記録でも『兼胤記』にはこのように輪王寺宮に配慮した記録が いる。

之了、とう、以越中守内、申越云、閑院宮御所勞、讃岐守方、以越中守内、申越云、閑院宮御所勞、讃岐守方、以越中守内、申越云、閑院宮御所勞、讃岐守方、以越中守内、申越云、閑院宮御所勞、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九七年 九〇〕

これは閑院宮の直仁親王が薨去した際の記事である。

段可申渡之由

兩人・議奏衆一統二被命了、

東京大学史料編纂所

編

一九九五年 二三八〕

が確認されている。 に父親が薨去した事を伝える事でなにか差し支える事に父親が薨去した事を伝える事でなにか差し支える事宮の儀式が行われている事から、儀式中の公啓法親王直仁親王は公啓法親王の父親にあたり、日光では正遷

れる。それは次の宝暦四年八月五日条である。しては、公遵法親王が病気となった際の記述も挙げらしては、公遵法親王が病気となった際の記述も挙げらいる論正寺宮に関する興味深い記録と

に快復の御礼を贈っている。

〔東京大学史料編纂所 編 一九九九年 二八〕 住不食疲二付、武邊江被申立、醫師多紀安元被爲增不食疲二付、武邊江被申立、醫師多紀安元被爲增不食疲二付、武邊江被申立、醫師多紀安元被爲增正之由也、攝政殿江申入之処、附議奏可言上之由被命、尤御尋等ニハ及問敷由被仰了、

録の興味深い点は、なにより輪王寺宮の体調不良につ崩して容態を悪化させた旨が報告されている。この記ここでは公遵法親王が温泉に入った際にその体調を

後体調は改善され、宝暦四年十二月二日条に次のようついて報告されているのである。公遵法親王にはこのの淵に瀕するような状態でもないにも関わらず病気に調を崩したとしてもそこまで緊急性はなく、また、死王は既に附弟に定められているため、公遵法親王が体いてわざわざ伝えている事であろう。この時公啓法親

〔東京大学史料編纂所 編 一九九九年 一五三〕令旨、附別當言上、返礼ニ御悦可申遣哉之由申入、随自意院宮病氣快復ニ付、此段被言上度由、輪門

かに近いものであったかを示しているのである。されているという事は、輪王寺宮と朝廷の関係性がいの後の快復の御礼まで記録されているのはより珍しいについて報告されている事例は非常に珍しく、またそについて報告されている事例は非常に珍しく、またそにかに近いものであったかを示しているのである。

弗四章 輪王寺宮の特徴

徴について挙げておきたい。 来たが、そこから江戸時代中頃における輪王寺宮の特正こまで『兼胤記』を通して輪王寺宮について見て

第一の特徴としては、輪王寺宮が既存の宮門跡秩序の中に当て嵌められている事が挙げられる。その成立から、輪王寺宮が江戸幕府との関係性が深い宮門跡である事は最初に述べた通りであるが、一方で輪王字宮ある事は最初に述べた通りであるが、一方で輪王字宮店は曼殊院宮から無理矢理移転をさせて引き継がせて宮は曼殊院宮から無理矢理移転をさせて引き継がせているように見えるが、当時の宮門跡において移転といっ方法は、無住を避けるために一般的に行われていた方法となっている。このように『兼胤記』における輪王寺宮は、朝廷を中心とした宮門跡秩序に同調した様子が見られる。

挙げられる。清水谷家季の事例などからも分かるよう第二の特徴は、輪王寺宮と朝廷との関係性の近さが

機会が多い事も朝廷と輪王寺宮の関係性の近さに貢献また、日光山のトップとして宗教行政にも輪王寺宮はおり、毎年一回は必ず輪王寺宮を意識する機会がある。また、日光山のトップとして宗教行政にも輪王寺宮はおり、毎年一回は必ず輪王寺宮に対しても年頭祝儀を行って儀に合わせて、輪王寺宮に対しても年頭祝儀を行って儀に、朝廷が輪王寺宮について一定の配慮をする様子がに、朝廷が輪王寺宮について一定の配慮をする様子が

化している。 り朝廷を中心とした宮門跡秩序に同調した存在へと変反発を招いていた初代守澄法親王の時代に比べて、よ反発を招いていた初代守澄法親王の時代に比べて、よトップとしての色が濃く、妙法院宮など他の宮門跡のこのように江戸時代中頃の輪王寺宮は、宗教上のこのように江戸時代中頃の輪王寺宮は、宗教上の しているのであろう。

曼殊院宮も兼ねる事となるが、その際には朝廷からあ移転元の曼殊院門跡が無住となる事を避けるために、る。例えば公啓法親王は、輪王寺宮附弟となる際に、宮門跡と同様の扱いを受けていたわけではない事であ朝廷との関係性を深めていたとしても、必ずしも他の朝廷との関係性を深めていたとしても、必ずしも他の

一部では区別され別個の扱いを受けるという、複雑でされている面も存在し、一部では配慮される一方で、されている面も存在し、一部では配慮される一方で、されている面も存在し、一部では配慮される一方で、されている面も存在し、一部では配慮される一方で、されている面も存在し、一部では配慮される一方で、されている面も存在し、一部では配慮される一方で、並用を強力を強力を強力を強力を表現したのであって、兼帯ではない事くまで曼殊院宮を預かるのであって、兼帯ではない事くまで曼殊院宮を預かるのであって、兼帯ではない事

おわりに

と言える。

多面的な関係性を構築する事が輪王寺宮の最大の特徴

本稿では以上のように輪王寺宮について『兼胤記』本稿では以上のように輪王寺宮について『兼胤記』な研究が未だ不十分である事がその原因であり、本論な研究が未だ不十分である事がその原因であり、本論な研究が未だ不十分である事がその原因であり、本論な研究が未だ不十分である事がその原因であり、本論な研究が未だ不十分である事がその原因であり、本論な研究が表演が表演している。

基礎的な研究を充実させる事が輪王寺宮研究にはかか後もこのような研究活動を通して、輪王寺宮に関する

せないのである。

注

- 編2』(岩波書店、一九五三年)や杣田善雄『幕藩権力と寺院・(一) 初めて輪王寺宮を本格的に扱った辻善之助『日本仏教史』近世
- 門跡』(思文閣史学叢書、二〇〇三)など
- 宮十三代全ての事跡が纏められているような、研究の軸となり(二)輪王寺宮本人による日記史料が存在しないため、例えば輪王寺
- (三) 藤井徳行「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考察―輪える史料が現状乏しい状況下におかれている。
- 三十七』二〇一三)など
 三十七』二〇一三)など
 三十七』二〇一三)など
 三十七』二〇一三)など
 三十七』二〇一三)など
 三十七』二〇一三)など
 三十七』二〇一三)など
- (四) 森田晃一「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」(『駒「輪王寺宮の御成と浅草寺―浅草寺日記の分析を中心に」(『駒平子大学地域文化研究』第一五号、一九九八年)や菅野洋介(四) 森田晃一「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」(『岐阜
- 例えば杣田善雄は『幕藩権力と寺院・門跡』(思文閣史学叢書派史学 カ十七』二〇二二)など

 $\widehat{\underline{\pi}}$

- らかにしている。 一○○三)にて比叡山の妙法院宮と輪王寺宮の比較を行い、い 二○○三)にて比叡山の妙法院宮と輪王寺宮の比較を行い、い
- 史料を原題としており、それらの史料を大日本近世史料として用部」とも呼ばれる)、「関東下向之記」、「東行之日記」などの(六) なお『兼胤記』は正確には「公武御用日記」(「八槐御記公武御
- においては全十四巻が刊行されているが、内容としては明和三東京大学史料編纂所が収載・刊行したものとなっている。現在史料を原題としており、それらの史料を大日本近世史料として

年(一七六六)までのものとなっており、未だに発刊作業が続

けられている史料となっている。

- (七) また『兼胤記』自体は日本史学研究で広く扱われる史料ではあ
- 四十六』二〇二三) 四十六』二〇二三) 「四十六』二〇二三) 「成城大学常民文化研究会『常民文化(八) 拙稿「公啓法親王からみる輪王寺宮の基礎研究:近世中期にお
- ず、移住させてでも輪王寺宮や比叡山の宮門跡秩序を維持しよ親王家から宮門跡が選出されるようになってもなお皇子が足り宮・閑院宮・伏見宮)出身の宮門跡が大半を占めている。また、宮・閑院宮・伏見宮)出身の宮門跡においては四親王家(有栖川宮・桂既に輪王寺宮以外の宮門跡においては四親王家(有栖川宮・桂

うとする動きが見られる

九

- (一○) 閑院宮家は徳川家宣の奏請により成立し、家宣から家領が贈(一○) 閑院宮家は徳川家宣と
- 年)、林大樹「宝暦事件後の朝廷:宝暦一二年の蔵人頭任免をめぐって」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二号、一九九二(一一)『官位御定』については橋本政宣『寛延三年の『官位御定』を

中心に」(『学習院史学』第五十四号、二〇一六年)を参照。

- め家格や寺格を維持するために上位の官位の授与を狙っていたているのは寛延三年の「官位御定」が初めてであった。そのた規定するものであり、官位の授与の可否にまで事細かに言及し
- 年に行うようにこれ以降退けられている。 る件については取り下げられておらず、養子・猶子の要望は後(一三) 天皇の養子・猶子の要望が桃園天皇の皇子誕生まで保留され

当時の世相に反する厳しい規定となっている

- (一四) 霊元天皇は男女合わせて実に三十五人もの子供がおり、霊元(一四) 霊元天皇は男女合わせて実に三十五人もの子供がおり、霊元
- (一五) 二条舎子は桜町上皇の皇太后であったために、上皇没後は朝

廷内のご意見番として重要な立場に置かれていた。普段の政務 ては二条舎子が最初に不審を発した事で朝廷内で再度議論され は一条道香が執り行う一方で、寛延三年の「官位御定」におい るなど、決して無視出来ない存在となっている。

- (一六) 圓照寺と林丘寺の両者においては圓照寺が比丘尼御所の第五 られる。 逆に有栖川宮がなぜ圓照寺附弟を受け入れたのかが不明瞭にな り、序列の違いを理由とするには現状では不十分であると考え 在するため、上位の比丘尼御所の附弟を希望したと考えるには 上位の比丘尼御所においても附弟が定められていないものが存 れているような様子もなく、この時点では圓照寺や林丘寺より 林丘寺宮の交渉がなされた時点で圓照寺宮の附弟の交渉もなさ 位なのに対して林丘寺が第六位という序列の違いは存在するが、
- (一七) ただし輪王寺宮は公啓法親王が初めての親王家出身者である 好仁親王が一時的に入寺したりなど、親王家出身者である事が 承法親王が伏見宮邦永親王皇子である他、初代有栖川宮である のに対して、聖護院宮においては第三十三代聖護院宮である道 特別珍しいわけではない。
- (一八) なお同じ寺門派三門跡の中でも聖護院宮は熊野三山を統轄す 先された理由もこの熊野三山検校を優先したためと考えられる。 る熊野三山検校が代々兼務しており、実相院よりも聖護院が優

- (一九) 三室とは比叡山の青蓮院宮、梶井宮、妙法院宮の三門跡寺院 の事を指す。
- (二〇) ただし叡仁法親王は翌年には薨去しており、輪王寺宮や聖護 院宮のような、隠居を前提とした附弟の決定とはまた異なった
- 理由で附弟を定めている。
- 宮門跡では見られない報告となっている。 問題もない中で快癒までの一連の報告がされている記述は他の

(二一) 公遵法親王は既に公啓法親王を附弟に定めた後であり、

参考文献

熊野秀一 二〇一三「公現法親王の奥羽越列藩同盟における役割に ついて」『大正大学大学院研究論集 三十七

菅野洋介 二〇二一「輪王寺宮の御成と浅草寺―浅草寺日記の分析 を中心に」『駒沢史学 九十七』

杣田善雄 知恩院御忌法務局 一九一一『華頂誌要』 二〇〇三『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣史学叢書

辻善之助 一九五三『日本仏教史 近世編2』岩波書店

東京大学史料編纂所 編 一九九〇『大日本近世史料 廣橋兼胤公武

御用日記』第一巻東京大学出版会

御用日記』第二巻東京大学出版会

九九二『大日本近世史料

廣橋兼胤公武

九九五『大日本近世史料

廣橋兼胤公武

御用日記』第三巻東京大学出版会 一九九七『大日本近世史料 廣橋兼胤公武

御用日記』第四卷東京大学出版会

一九九九『大日本近世史料

廣橋兼胤公武

御用日記』第五巻東京大学出版会

一九九二「寛延三年の「官位御定」をめぐって」『東京大

学史料編纂所研究紀要』第二号

橋本政宣

藤井徳行 を中心に」『学習院史学』第五十四号

二〇一六「宝暦事件後の朝廷:宝暦一二年の蔵人頭任免

林大樹

祭―輪王寺宮公現法親王をめぐって」手塚豊 編『近代日 一九八一「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考

『岐阜女子大学地域文化研究』第一五号 一九九八「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」

本史の新研究1』北樹出版

森田晃一

吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光監修 二〇一八『有栖川宮実録』第七

巻ゆまに書房